

被保険者および被扶養配偶者のみなさまへ

NEW



あなただけのサイト 『MY HEALTH PLUS』が オープンします!

3月より豊通健保のホームページに加え、新たに“あなただけ”の専用ページができます。
これまでより“もっと便利に”“もっと身近に”あなたの健康づくりをサポートします。

具体的には…

加入者一人ひとりのWebポータルサイト『MY HEALTH PLUS』へ個別にログインすることにより、下記の情報を閲覧、ダウンロードすることが可能になります。

- ① 医療費支払通知(閲覧)
療養費付加金等支給決定通知書(ダウンロード)
- ② ジェネリック医薬品に関する通知(閲覧)
引続き紙でのお知らせもあります
- ③ 健診結果(閲覧)
受診機関からの結果も引続き紙で届きます

今後のスケジュール

平成30年
2月中旬

- ① 事業所経由で『MY HEALTH PLUS』
ログイン方法をご案内
(ユーザID、PW入力等)
- ② ログイン開始(被保険者、被扶養配偶者)

平成30年
3月1日～

閲覧、
ダウンロードいただけます。



ご注意ください

【医療費支払通知について】

- ・平成30年1月以降は通知書をお届けいたしませんので、紙による確認ができなくなります。従いまして、『MY HEALTH PLUS』への利用登録を必ずお願いいたします。
- ・平成30年1月、2月分の医療費支払通知の情報は3月ログイン時にご覧いただけます。
- ・ログイン時に閲覧できる医療費支払通知の情報は、平成29年1月診療分からとなります。
- ・ログイン時までに当該通知書が必要な方は下記問合せ先までご連絡願います。

【療養費付加金等支給決定通知書について】

- ・平成30年1月以降は通知書をお届けいたしませんので、『MY HEALTH PLUS』への利用登録を必ずお願いいたします。
- ・平成30年3月ログイン時に平成30年1月給付分からダウンロードいただくことができます。

問合せ先 本件についての問合せは下記までお願いいたします。

豊田通商
健康保険組合

担 当：六浦(ムツウラ)または乗富(ノリミ) 電話番号：052-584-3309または8068
e-mail：takeshi_mutsuura@toyota-tsusho.com
hitoshi_noritomi@toyota-tsusho.com

お答え
します!



新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、日頃より多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

国民医療費は平成27年度で42・3兆円となり、年を追うごとに増え続けています。健康保険組合連合会の推計では、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる7年後には57・8兆円にまで跳ね上がると予測されています。

増え続ける医療費をだれがどのような形で負担していくか、国民全体でよりよいあり方を考え、世界に冠たるわが国の公的医療保険制度を守っていく必要があります。

現在、健保組合は高齢者医療を支えるための多額の支援金・納付金等を国に納めており、それが大きな要因となって大変に厳しい運営を余儀なくされておりますが、本年も当健保組合はみなさまの健康を守るため、各種健診をはじめとする健康づくり事業に力を注いでまいります。



豊田通商健康保険組合

理事長 永井 康裕

健保組合は平成27年度からレセプトデータや健診データをベースにして効果的・効率的に保健事業を進める「データヘルス計画」を実施しています。平成30年度からはその2期目となり、3年間の試行期間を経て「本格稼働」の時期を迎えます。当健保組合としてもみなさまの健康づくり、病気の重症化予防等のお役に立てるよう、事業主のご理解、ご協力をいただきながら積極的に事業展開してまいります。

みなさまも「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、健保組合が実施している健診の受診と健診結果を活用しての健康づくり、ジェネリック医薬品の利用などによる医療費適正化にご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年がみなさまにとって実りある一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年1回の健診で
健康寿命
UP!

ご家族(被扶養者)のみなさん、 健診は受診されましたか？

まだ受診していない方は、すぐにお申し込みを！

ご家族(被扶養者)も、 特定健診の対象です

国は、40～74歳の加入者全員に特定健診を実施し、受診率等を報告することを健保組合に義務づけています。

特定健診とは、生活習慣病の予防やメタボの発見に重点をおいた“予防のための健診”です。生活習慣病は自覚症状がないままに進行します。年に一度、特定健診を受けて、重大な病気になる前に病気の“芽”を摘みましょう。



健保組合が ご家族の健診をサポートします！

当健保組合が費用の補助を行っている「人間ドック」「地域巡回健診」が特定健診を兼ねています。

- 人間ドック
- 地域巡回健診

40～74歳のご家族の方は、
どちらかを必ず受けてください。

▼ 問合せ先 豊田通商健康保険組合

担当：六浦(ムツウラ) 電話番号：052-584-3309

e-mail：takeshi_mutsuura@toyota-tsusho.com

「人間ドック」「地域巡回健診」の詳細は当組合のホームページをご覧ください。

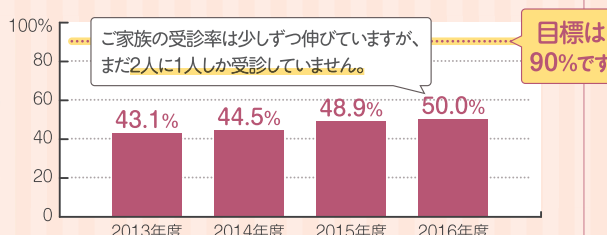
<http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/> トップページ ▶ 人間ドック・巡回健診を受けたいとき

ご家族の受診率が低い傾向にあります

職場で健診を受ける被保険者ご本人に比べると、ご家族の健診受診率は低くなっています。子育てや介護など、健診を受けにくい事情があるとは思いますが、年1回健診を受ける時間をぜひ確保してください。家族ぐるみで毎年健診を受ける習慣をつけましょう。



豊田通商健康保険組合の被扶養者の特定健診受診率



2017年分から

医療費控除が 活用しやすくなりました

医療費控除

医療費等の自己負担額が年間10万円(所得金額の5%のほうが少ない場合はその額)を超えたとき

2017年分の確定申告から、医療費等の領収書が不要になりました。国税庁のサイトから「医療費控除の明細書」をダウンロードし、領収書に基づいて明細を記入して、確定申告書に添付します。**ただし領収書は5年間保存する必要があります。**



健保組合発行の「医療費支払通知」が使えます。「医療費支払通知」を「医療費控除の明細書」に添付することで明細の記入を省略できます。ただし、保険外の医療費や医薬品の購入費、通院費用など「医療費支払通知」に掲載されていない医療費を申告する場合は、領収書に基づいて明細を記入する必要があります。

セルフメディケーション税制(5年間の特例)

特定の成分を含む市販薬の購入額が年間12,000円を超えたとき

※申告には、ドラッグストアのレシートや領収書が必要です。また、定期健診や予防接種など、健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件です。



医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません。どちらを使うかはご自身で検討してください。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

2018年度
から

歯科健診補助事業が 変わります！

被扶養者の方も歯科健診を受けやすくなります

当健保組合では、従来は会議室等で歯科健診を行っていますが、2018年度からは、歯科医院での健診に補助を行うよう変更します。被保険者ご本人だけでなく、当健保組合の保険証をお持ちのご家族(被扶養者)の方も歯科健診を受けやすくなります。これを機会に積極的な受診をお願いいたします。

※現行の「歯科健診センター」を通した無料歯科健診は2018年4月以降はなくなります。

概要

歯科予防の習慣付けを目的とし、口腔内検査および予防措置を歯科医院にて受けられた加入者に補助を行います。

補助対象

口腔内検査・歯石除去・フッ化物歯面塗布・PMTC(歯のクリーニング)
※なお、治療を伴う歯石除去など健康保険の対象となるものは、補助の対象となりません。

対象者

被保険者及び被扶養者

PMTCとは

歯科医師・歯科衛生士による専門器具を使った歯のクリーニングです。歯と歯肉の境目や歯周ポケットの奥の歯根部分など、自分ではケアしにくいところをきれいに掃除してもらえます。

開始日

2018年4月1日以降、年度(4月1日～翌年3月31日)内に1回

補助金額

上限3,000円/人/年
※3,000円に満たない場合は、実費補助

歯科医院

全国の歯科医院



申請方法

領収書(原本)添付による申請
詳細は、2018年3月にお知らせ致します。

問合せ先

豊田通商
健康保険組合

担当：六浦(ムツウラ)
電話番号：052-584-3309
e-mail：takeshi_mutsuura@toyota-tsusho.com



定期的な歯科健診のメリット

歯医者さんは「治療するところ」ではなく「予防をするところ」と考え、口の中をチェックしてもらいましょう。

虫歯や歯周病がひどくなる前に発見できる！

ひどくなってからの治療は、からだや費用の面で大きな負担がかかります。初期の状態なら、簡単な治療や歯石除去で治ることが多いため、一刻も早く見つけることが重要です。

定期的に歯石を除去できる！

普段のブラッシングで毛先が届くのは歯肉の縁から1～3mmといわれています。歯周ポケットがそれ以上深くなると、自分では取り除くことができないので、歯石除去が必要です。

ウィークポイントを教えてくれる！

自分の歯並びに合ったみがき方や、歯周病菌から歯を守るための生活上の注意点を指導してくれます。基本的なブラッシング、デンタルフロスや歯間ブラシの使い方など自宅で行うセルフケアについてアドバイスが受けられます。

